



平成31年1月15日
午後4時30分発表

広 報 資 料

問い合わせ先
稚内海上保安部
次長 熊谷 与志彦
0162-22-0118

「118番」等PRイベントについて

1月18日は「118番の日」です。

稚内海上保安部では、海上保安庁の緊急通報用電話番号「118番」を多くの方々に知って頂くため、下記のとおりPRイベントを実施します。

記

1 ショッピングセンター「西條」における周知活動

- (1) 実施日時 平成31年1月20日(日)午後1時から午後3時まで
- (2) 場 所 ショッピングセンター「西條」1階特設会場
(稚内市大黒4丁目7-1)

(3) イベント内容

稚内海上保安部職員と海上保安庁マスコットキャラクター「うみまる」が、来訪された方に啓発グッズを配布するなど「118番」の周知活動を行います。
灯台のレンズなどを展示し、海上保安庁の業務紹介等を行います。

2 その他

- (1) 1月18日(金)午前9時から午後5時までの間、稚内海上保安部所属巡視船「りしり」において、電光掲示板による「118番の日」の周知を行います。
- (2) 緊急の事件事故・天候不良等により、上記イベントの全部または一部を中止する場合がございますので予めご了承ください。
- (3) 1月20日(日)の周知活動の取材を希望される報道機関は、1月18日(金)までに稚内海上保安部管理課(0162-22-0118)までご連絡下さい。

海上保安庁の緊急通報用電話番号「118番」について

海上保安庁では、海上における事件・事故等の緊急通報用電話番号として平成12年5月1日から「118番」を運用しており、平成23年から1月18日を「118番の日」に制定し、広く周知活動を行っています。

「118番」通報について

次のような場合に「118番」通報をお願いしています。

- ・海難・人身事故に遭遇した、または目撃した。
- ・油の排出等を発見した。
- ・不審船を発見した。
- ・密輸・密航事犯等の情報を得た。など。